農薬取締法改正に伴う農薬登録保留基準の改正について(案)

1 趣旨

農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号。以下「改正法」という。)により、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第3条第1項第4号から第7号までが別紙1のとおり改正された。

このため、法第3条第2項の規定に基づく「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和46年農林省告示第346号)(以下「農薬登録保留基準」という。)について、現行基準の技術的な改正を行う。

2 変更の概要(別紙2)

- (1)作物残留及び土壌残留に係る農薬登録保留基準の規定の用語の変更 改正法において、登録の拒否要件は可能な限り具体的に規定すべき ものであるとして、畜産物経由の評価が明記される等の改正が行われ たため、農薬登録保留基準について、法律の用語に合わせた変更を行 う。
- (2) 法改正に伴う条番号のずれ等に係る変更

改正法により、法の条番号が移動したほか、一部用語の改正が行われており、農薬登録保留基準についても該当部分の変更を行う。

3 今後の予定

- 厚生労働大臣、食品安全委員会への意見聴取
- ・ 農薬登録保留基準(告示)を改正し、改正法施行の日(公布日から6月以内)から施行

月

 \bigcirc 傍`農 線取 十五 一五日)からずのお法(昭和) 幕法の 六月 十三 以 以内の政令で定める日かの一部を改正する法律三年法律第八十二号) から (平成三十年法律第五十三号) 施 行 第一条による改正 部分。 改正法公布 0) 日 (平成三十

年

第四 け ħ 条 れ かに該当すると ば 録 農林水産大臣 ならない 0 拒否) 改 認め は、 るとき 前 条第四 正 は 項 同 0 条第 審 査 後 0 結 項 果、 \mathcal{O} 登 録 次 を 0 各 拒 号 否し \dot{O} ない 第三条 ずれ 載事 かに該当する場合は、 農林水産大臣 項の訂 正 又 改 は、 は品 前 質 条第三 改 同 項 良 正 \hat{O} 0 一項の 規定による登 指 検 査 前 の結 最を保 果、 次 留 \mathcal{O} して 各 号

5 前 Ŧī. 条第二 項第三号に掲げる事 項につい て 0 申 請 書 0

む。該典 物等 11 農薬 の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。 又 当 は当該農作物等を家畜 次号におい 該農薬を使用する場合に、 0 成分 (その て同じ。 成分が 化学的に変化して生 \mathcal{O} の飼料の用に供して生産 残留の程度からみて その 使 用 に 係 でる農 成 L 作 当該農作物 当該農作物 物 等 0) 当

それがあるとき。 栽 て 生産 当該 当該農薬を使用する場合に、 培される農作 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請 農薬の される畜産 成 分の I産物の利用が原因となって人に :物等又は当該農作物等を家畜の 残留の 程度からみて、 その使 用に 当 係 一該農地 る農 に被害を生ずるおの飼料の用に供し 書の 地 等に 等 \dot{O} 記載に従 において 土 壊へ

三号に 当該種 れ 毒性の るとした場合に、その水産動植物に対する毒に掲げる事項についての申請書の記載に従い該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に 相 当日数にわたる持続性 から みて、 従い一 多く 性一の般 前 · の場 条 場合、その強さ及び、場合、その強さ及び

> 良すべきことを指示することができる。請者に対し申請書の記載事項を訂正し、 又は当該 農 薬 0) 品 質 を 0) 改 申い

一~三 (略)

記

載

E

残留 被害を生ずるおそれがあるとき。 農薬を使用する場合に、 前条第二項第三号 カュ く、 性 の程度 その 汚染に係 か らみて、 0 る農作物等の 事 その 当該 項につい 使用に係る農作物等 農 凝薬が 7 利用が原因となつて人畜 有 0 申 する農作 請 書 0) 物 記 の汚 等 載 に に : 染が 従 0 ** \ Vì 生じ 当 7 に の該

五. 農薬を使用する場 性 つて人畜 か 0 前条第二項第三号の 程度からみて その に被害を生ずるおそれ 汚染により汚染される農作物等 一合に、 その 事項につ 使 当 一次される農作物等の利用が原因となり用に係る農地等の土壌の汚染が生じ 該 農 薬が が 1 あるとき。 ての 有 する土壌に 申 請 書 0) 記 つ 載 **,** \ に 従 て 0 1 残 当 留該

六 るとした場合に、その水産動植第三号の事項についての申請書当該種類の農薬が、その相当 毒性の相当日数に わたる持続性 書当のの 上から ンみて、 多くの場 合 その 使のれ項

の被害が苦め使用に伴う いもの となる 水 おそ、 れ があるといるの被害が きが

伴うと認

8 5

n る

産

植

発

Ļ

カコ

(略)

があるとき。

2 削 かどうかの基準は、 項第六号から第九 環境大臣が定めて告示する。 九号までのいずれかに掲げる場合に 該 当する

> 用に伴うと認 害が著しいものとなる めら れ る 水 おそれ 産 動 が物の るとき。 被 害 が 発 生 Ļ

八〜十 (略)
共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号) 第三号 共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第るとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと 当該種類の農薬が、その の事項につい ての 申 詩書の 合、その使用に伴うと認めら 相当の普及状態 記載に従 い一般が \mathcal{O} もとに 的 に カコ 前 使 は用される公 そ

2

ずれかに掲げる場合に

該

当

す

る

3 されている場合を除 かどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。前項第四号から第七号までのいずれかに掲げる 改 筃 項 良 月以内にその指 をしな の規定による指示を受けた者が ときは、 き 示に基づき申請書の 農林水産大臣は 次条第 項 規 その指 記載事 その者の登録 定 により異 項 示 0 を 受 議 訂 け 0) 0) 正 申 申 又 た ·請を は 出 日 品か

却下する。

の基準を定める等の件)改正案新旧対照表【別紙2】昭和四十六年農林省告示第三百四十六号(農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうか

には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合	二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づく規格(当該農薬	又はその加工品の飲食用品が食品衛生法(昭和二十二年法律第	認められるものを除く。以下同じ。)であって、当該農作物等 となること。	その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと 準。ロ並	いう。)が残留する農薬(その残留量がきわめて微量であるこ 毒性及び	ものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。以下同じ。)と	定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかである	を含む。以下「成分物質等」(食品衛生法第十一条第三項の規 品が食品	の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質) 生じ、か	及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)に当該農薬 木及び農	い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物(樹木 に従い当	る場合を含む。以下同じ。)の事項についての申請書の記載に する場合を含む。	法第三条第二項第三号(法第三十四条第六項において準用す / イ 法第二	とする。 のとする。	項において準用する場合を含む。) に掲げる場合に該当するもの 六項におい	以下「法」という。)第四条第一項第六号(同法第三十四条第六 以下「法」	当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法 (一 当該農薬が次	改 正 案
			، ع	びに次号ロ及びハにおいて同じ。)に適合しないもの	及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基	に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の	規定に基づく規格(当該農薬の成分に係る同項の規定	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条	かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食用	木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)の汚染が	に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物(樹	を含む。以下同じ。)の事項についての申請書の記載	法第二条第二項第三号(法第十五条の二第六項において準用		六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するも	「法」という。)第三条第一項第四号(同法第十五条の二第	が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法(現

じ。)に適合しないものとなること。 づき環境大臣が定める基準。ロ並びに次号ロ及びハにおいて同

口

口

法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従いまのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものをそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものをによって、当該農作物等を供して生産される畜産物(家畜産物が食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうお合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおるするもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおるかが食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおる事業を使いる場所を対象として当該農薬を使いる場所を対象として当該農薬を使いる場所を対象として当該農薬を使いる場所を対象として当該農薬を使いる場所を対象として当該農薬を使いる場所を対象として当該農薬を使いる場所を対象として当該農薬を使いる場所を対象として当該農薬を使いる場所を対象として当該農薬を使いる場所を対象として当該農薬を使いる。

る物質 超えないものを除く。)であること。 健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を 基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の となるもの(当該畜産物が食品衛生法第十一条第一項の規定に をいう。以下同じ。) に当該農薬の成分物質等が残留すること 産される畜産物 性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる 残留する農薬 厚生労働大臣が定める物質を除く。 用した場合に、 家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使 ものを除く。)であつて、当該農作物等を給与した家畜から生 への健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従 「成分物質等」 (その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。 (その残留量がきわめて微量であること、 その使用に係る農作物等に当該農薬の成分であ (家畜の肉、 (食品衛生法第十一条第三項の規定に基づき 乳その他の食用に供される生産物 以下同じ。) という。 がが

項第七号(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第四条第一

イ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する

イ

当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する

に掲げる場合に該当するものとする。

む。)に掲げる場合に該当するものとする。 項第五号 (法)第十五条の二第六項において準用する場合を含二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第三条第一

大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

「大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

「大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

「大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

「大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

「大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

当該農薬の成分物質等の土壌中において二分の一に減少する当該農薬の成分物質等の土壌中において二分の一に減少する実際工項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該と一年以内に通常栽培される農作物に当該農地の土壌の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(当該農作物又はそずの加工品の飲食用品が食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康く規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づら規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づら規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づら規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づら規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づら規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

口

口

使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、法第三条当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する

あつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載あつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載を第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量とし条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量とし条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であることで厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であるこで厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であるこで厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であるこで厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

出該農薬の成分物質等の土壌中において二分の一に減少する 当該農薬の成分物質等の土壌中において二分の一に減少する とと。

使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、法第二条当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する

超えないものを除く。)であること。

起えないものを除く。)であること。

となるもの(当該畜産物に当該農薬の成分物質等が残留する農薬であって、当該農作物等を供農薬の成分物質等が残留する農薬であって、当該農作物等を供以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該

測濃度」という。) における当該種類の農薬の成分の濃度(以下「水産動植物被害予 に水産動植物の被害の観点から予測される当該公共用水域の水中 る公共用水域をいう。 防 該農薬を使用することにより、 に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、 止法 項第八号(法第三十四条第六項において準用する場合を含 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当 (昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定す が、 以下同じ。)に流出し、 当該種類の農薬の毒性に関する試験成績 当該農薬が公共用水域(水質汚濁 又は飛散した場合 法第四条第 三

 \equiv

、又は飛散することにより、次の要件のいずれかを満たすときは該農薬を使用した場合であって、当該農薬が公共用水域に流出し、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当

兀

む。

に掲げる場合に該当するものとする。

以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該

測濃度」という。)が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績 せ。 における当該種類の農薬の成分の濃度 る公共用水域をいう。 防 該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域 に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は に水産動植物の被害の観点から予測される当該公共用水域の水中 止法 項第六号 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当 に掲げる場合に該当するものとする。 (昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定す (法第十五条の二第六項において準用する場合を含 以下同じ。)に流出し、 (以 下 「水産動植物被害予 又は飛散した場合 法第三条第 (水質汚濁

場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。、法第四条第一項第九号(法第三十四条第六項において準用する

イ〜二 (略

備考

1 (略)

を予測することにより算出するものとする。 とずたす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬が、その相当の普2 水産動植物被害予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普

イ (略)

る場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。、法第三条第一項第七号(法第十五条の二第六項において準用す

イ〜二 (略)

備考

1 (略)

2

を予測することにより算出するものとする。を予測することにより算出するものとする。と満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度記載に従い一般的に使用されるとした場合に、次の要件のすべて及状態のもとに法第二条第二項第三号の事項についての申請書の水産動植物被害予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普

イ (略)

ルであること。 概ね五百ヘクタール、畑地等に<u>あつて</u>は概ね七百五十ヘクターロ 当該地点より上流の流域内の農地の面積が、水田に<u>あつて</u>は

3 水質汚濁予測濃度は、当該種類の農薬が、法第二条第二項第三3 水質汚濁予測濃度は、当該種類の農薬が、法第二条第二項第三

別表

別表

第

ほ場試験 試験ほ場

試験ほ場の選定

やむを得ない事情により土壌の特性の異なるほ場を選定で きない場合にあっては、気象その他土壌の特性以外の条件 の異なるものを二箇所以上選定するものとする。ただし、 きたほ場とし、イからニまでに適合し、かつ、土壌の特性 において使用される場合にあっては水田として利用されて の異なるほ場を選定して試験ほ場とすることができる。 れる場合にあっては畑地として利用されてきたほ場 験は場は、 供試農薬が畑地又は樹園地において使用さ 水田

イ 場を、 なるほ場を一箇所含むこと。 試 **|験ほ場が畑地の場合にあって||は黒ぼく土からなるほ** 試験ほ場が水田の場合にあっては灰色低地土から

イ

ロ・ハ (略)

できること。 水田の場合にあっては漏水が少なく通常の水管理が実施 流出するような傾斜及び明瞭な亀裂がなく、試験ほ場が 試験ほ場が畑地の場合にあっては散布した農薬が表面

$(\underline{})$ 試験ほ場の管理

出し ないように管理するものとする。 験は場が水田の場合にあっては、 落水させず、 表面

第 ほ場試験

試験ほ場

試験は場の選定

やむを得ない事情により土壌の特性の異なるほ場を選定で において使用される場合にあっては水田として利用されて の異なるほ場を選定して試験ほ場とすることができる。 きない場合にあっては、気象その他土壌の特性以外の条件 の異なるものを二箇所以上選定するものとする。ただし、 きたほ場とし、イからニまでに適合し、かつ、土壌の特性 れる場合にあつては畑地として利用されてきたほ場、 場を、 なるほ場を一箇所含むこと。 試験ほ場は、供試農薬が畑地又は樹園地において使用さ 試験ほ場が畑地の場合にあつては黒ぼく土からなるほ 試験ほ場が水田の場合にあつては灰色低地土から 水田

ロ・ハ (略)

できること。 水田の場合にあつては漏水が少なく通常の水管理が実施 流出するような傾斜及び明瞭な亀裂がなく、 試験ほ場が畑地の場合にあつては散布した農薬が表面 試験ほ場が

試験ほ場の管理

出しないように管理するものとする。 試験ほ場が水田の場合にあつては、 落水させず、 表面 流

(Ξ) (略)

試験の手順 農薬の使用

イ 複数回の場合にあっては一回の使用で含まれる有効成分 」という。)が一回の場合にあっては一回の使用で含ま が少量であり、土壌中の有効成分の残留量の分析又は推 れる有効成分の最大量を、当該農薬に係る申請総回数が 農薬を使用することができる総回数 可 定半減期の算出が困難となる場合には、 の最大量の二倍の量を目安に投下する。ただし、使用量 第二項第三号の事項についての申請書の記載のうち供試 能となる程度まで投下量を増加させるものとする。 農薬の使用回数は一回とし、当該農薬に係る法第三条 (以 下 分析又は算出 「申請総回 数

ほ場が水田の場合にあっては百五十リットルを目安とす 試験ほ場が畑地の場合にあっては三百リットル、 希釈して使用する農薬の十アール当たりの散布液量は 試験

(略

る。

試料の採取

採取の方法

に採取できる八以上の地点 試料は、試験ほ場ごとに、一回の採取において、均 (二回目以降の採取において

(Ξ) (略)

試験の手順

農薬の使用

イ

」という。)が一回の場合にあつては一回の使用で含ま が少量であり、土壌中の有効成分の残留量の分析又は推 複数回の場合にあつては一回の使用で含まれる有効成分 農薬を使用することができる総回数 可能となる程度まで投下量を増加させるものとする。 定半減期の算出が困難となる場合には、分析又は算出が の最大量の二倍の量を目安に投下する。ただし、使用量 れる有効成分の最大量を、当該農薬に係る申請総回数が 第二項第三号の事項についての申請書の記載のうち供試 農薬の使用回数は一回とし、当該農薬に係る法第二条 (以 下 「申請総回

る。 ほ場が水田の場合にあつては百五十リットルを目安とす 試験ほ場が畑地の場合にあつては三百リットル、 希釈して使用する農薬の十アール当たりの散布液量は 試験

(略)

イ 採取の方法

試料の採取

に採取できる八以上の地点 試料は、試験ほ場ごとに、一回の採取において、 (二回目以降の採取において 均等

は、既に採取した地点から五十センチメートル以上離れた地点)から、試験ほ場が畑地の場合にあっては地表面から十センチメートルの深さまでの土壌及び田面水を、内径五センチメートルの深さまでの土壌及び田面水を、内径五センチメートル以上の採土管により採取し、それぞれ均一に混合したものとする。この場合において、試験ほ場が水田であるときは、土壌と水層の境界面を攪乱しない方法で、土壌及び田面水をそれぞれ採取する。

は、

た地点)から、試験ほ場が畑地の場合にあつては地表面

既に採取した地点から五十センチメートル以上離れ

から十センチメートルの深さまでの土壌及び十センチメ

ートルの深さから二十センチメートルの深さまでの土壌

試験ほ場が水田の場合にあつては地表面から十セン

ロ・ハ (略)

三 試料の分析

にあっては土壌と田面水を分けて、次に掲げる方法により試料の分析は、畑地にあっては採取した層ごとに、水田

イ (略)

行う。

口 分析方法

おす。 分析方法は、必要な精度、定量限界及び回収率を有す かす。

ロ・ハ (略)

混合したものとする。この場合において、試験ほ場が水

チメートル以上の採土管により採取し、それぞれ均一にチメートルの深さまでの土壌及び田面水を、内径五セン

田であるときは、土壌と水層の境界面を攪乱しない方法

で、土壌及び田面水をそれぞれ採取する。

試料の分析

にあつては土壌と田面水を分けて、次に掲げる方法により試料の分析は、畑地にあつては採取した層ごとに、水田

イ (略)

行う。

口 分析方法

わす。 かす。 かすでは試験ほ場の田面水に含まれる農薬の量で表合にあっては乾土当たりの重量比で、試料が田面水の場合にあっては乾土当たりの重量比で、試料が出面水の場合にあっては乾土当たりの重量比で、試料が土壌の場合にあっては試験は場のの重量は、試料が土壌の場合にあっては試験によりの場合ができます。

三判定

保場試験において当該農薬の成分物質等の残留量(水田の分物質等で判定する。 は場試験において当該農薬の成分物質等の残留量(水田の分物質等で判定する。

イ・ロ (略)

三判定

は場試験において当該農薬の成分物質等の残留量(水田の分物質等で判定する。 において、有効成分が複数であるときは、有効成分ごとの成が百八十日未満である旨の判定は、試験ほ場ごとに、次に定がるところによる検討に基づいて二分の一に減少する期間はあるところによる検討に基づいて二分の一に減少する期間において、有効成分が複数であるときは、有効成分物質等の合計場合にあっては、土壌中及び田面水中の成分物質等の合計において当該農薬の成分物質等の残留量(水田の分物質等で判定する。

イ・ロ (略)